

平成25年5月28日  
消 防 庁

## 火災の原因調査結果（広島県福山市ホテル火災）の公表

消防庁では、消防法第35条の3の2に基づき、平成24年5月13日に広島県福山市のホテルで発生した火災の原因調査を行いました。  
このたび、調査結果がまとまったので公表します。

### 1 火災概要

#### (1) 発生日時等

ア 出火日 平成24年5月13日（日）（覚知時間 6時58分）  
イ 鎮火日時 平成24年5月13日（日） 10時10分

#### (2) 発生場所

広島県福山市西桜町一丁目12-24 ホテルプリンス

#### (3) 死傷者

死 者7名（男性3名、女性4名）、負傷者3名（女性3名）

### 2 出火原因及び多数の死傷者が発生した要因

電気配線、電気機器、たばこなどの要因が可能性として残り、原因の特定にはいたりませんでした。多数の死傷者が発生した要因は、建築物の構造が耐火構造でないため、出火室及びその近傍において、火災が上階に燃え抜けて拡大したこと、消火器等を用いた消火活動が行われていないこと、自動火災報知設備の受信機が2つの系統に分かれており、これらが連動していないため一斉鳴動したとは考えにくく、避難を遅らせたこと等が考えられます。

※ 消防庁は、「予防行政のあり方に関する検討会ホテル火災対策検討部会」において、本調査結果も参考にした上で、ホテル・旅館等の火災被害拡大防止対策及び火災予防行政の実効性向上等に関する検討を行っております。



#### <連絡先>

消防庁消防技術政策室 福井・増沢  
TEL 03-5253-7541（直通）／FAX 03-5253-7533

平成 25 年 5 月 28 日  
消 防 庁

## 火災の原因調査結果（広島県福山市ホテル火災）

### 1 はじめに

#### (1) 火災の概要

##### ア 発生日時等

出火日 平成 24 年 5 月 13 日（日）  
覚知日時 平成 24 年 5 月 13 日（日） 6：58  
鎮圧日時 平成 24 年 5 月 13 日（日） 8：57  
鎮火日時 平成 24 年 5 月 13 日（日） 10：10

##### イ 発生場所

広島県福山市西桜町一丁目 12-24  
ホテルプリンス

##### ウ 気象状況

天気：晴れ、風向：北、風速 1.2m/s、気温 11.0 度、相対湿度 60%

##### エ 焼損程度、類焼建物

焼損程度 全焼  
類焼建物 木造 2 階建、店舗併用住宅 半焼

##### オ 死傷者

死者 7 名（男性 3 名、女性 4 名）  
負傷者 3 名（女性 3 名）

#### (2) 消防庁の対応

##### ア 5 月 13 日（日）～15 日（火）

5 月 13 日（日）

8 時 45 分 広島県から第 1 報を受領

15 時 30 分 消防法第 35 条の 3 の 2 の規定に基づく、「消防庁長官の火災原因の調査（特に必要があると認めた場合）」として、消防庁及び消防研究センターから 7 名の職員を現地に派遣した。

現地到着後、福山地区消防組合消防局と打合せを実施した。

5 月 14 日（月） 消防庁及び消防研究センターの 7 名の職員により、福山地区消防組合消防局及び広島県警察本部とともに現場検証を実施した。

5 月 15 日（火） 消防研究センターの 5 名の職員により、福山地区消防組合消防局及び広島県警察本部とともに現場検証を実施した。

イ 6月4日（月）～7日（木）

消防研究センターから7名の職員を現地に派遣し、福山地区消防組合消防局及び広島県警察本部とともに現場検証を実施した。

ウ 9月12日（水）

消防研究センターから5名の職員を派遣し、福山地区消防組合消防局とともに現場検証を実施した。

エ 10月2日（火）

火災の原因調査中間報告を取りまとめ、予防行政のあり方に関する検討会ホテル火災対策検討部会に報告した。

オ 10月～平成25年3月

現場検証の結果等进行分析し、出火場所、出火原因、多数の死傷者が発生した要因等の検討を実施した。

## 2 建築物の概要

### (1) 建築構造

ア 用途 ホテル（5）項イ

イ 構造・階数 鉄筋コンクリート造（RC造）4階建及び木造2階建

ウ 建築年 昭和35年 木造2階建を建築

昭和43年 鉄筋コンクリート造4階建を建築

昭和49年 接続して一体利用（既存不適格）

その後、木造1階を車庫にし、2階への階段を撤去（違法建築）

エ 建築面積 513㎡

オ 延べ面積 1,361㎡

カ 各階用途 1階：駐車場・受付事務所、2階・3階：客室、4階：機械室

### (2) 消防用設備等の設置状況

今回の建物における消防用設備等については、以下の設備が設置されている。

	消防用設備等	設置基準
消火設備	消火器	延べ面積150㎡以上
	屋内消火栓	延べ面積700㎡以上
警報設備	自動火災報知設備	延べ面積300㎡以上
	漏電火災警報器	延べ面積150㎡以上、かつラスモルタルのもの
	消防機関へ通報する火災報知設備	延べ面積500㎡以上
避難設備	誘導灯・誘導標識	全部

### 3 火災の状況

#### (1) 火災発生当時の宿泊者の状況・従業員の状況

火災発生当時の宿泊者については13名であり、それぞれの位置については別図のとおりである。従業員1名が事務所ドアを開けたところ、事務所内に黒煙と炎を確認したもの。

#### (2) 出火場所

1階の事務所。

#### (3) 出火原因

電気配線、電気機器、たばこなどの要因が可能性として残ったものの、原因の特定にはいたらなかった。

#### (4) 火災延焼拡大の状況

以下のような状況により延焼拡大したものと推測される（別図のとおり）。

- 事務所から出火した火災は、木造部分の天井面を燃え抜け2階リネン室に延焼したほか、天井の配管貫通部から2階のパイプスペース内に延焼した。また、事務所から炊事場に延焼し、炊事場の木造部分の天井面を燃え抜け2階客室に延焼した。
- 階段部分は防火区画（たて穴区画）がないため、発生した火災や煙は上階に拡大した。
- 更に、煙は廊下を経由して各客室に流入した。

#### (5) 消防用設備等の機能の状況

自動火災報知設備の受信機については、木造建物部分と耐火建物部分の2つの系統に分かれて事務所内に設置されていたが相互に連動していない。

また、消火器及び屋内消火栓設備については、使用された形跡がない。

#### (6) 避難の状況（死者発生の状況）

火災当時、2階耐火建物部分に宿泊していた9名のうち、3名が避難し、1名が救助されたが、5名が死亡した。2階木造建物部分に宿泊していた1名については避難している。また3階耐火建物部分に宿泊していた3名のうち1名が避難したが、2名が死亡した。従業員1名については、1階事務所で火災を発見し、避難している。

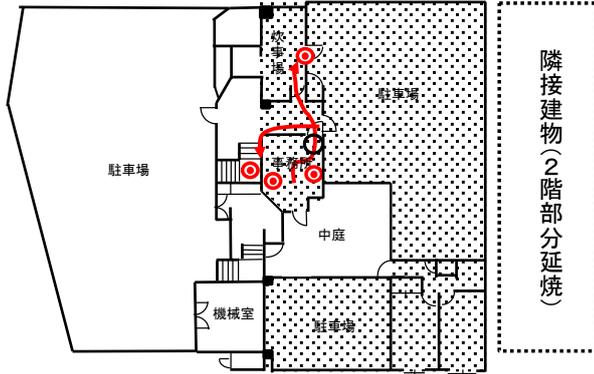
### 4 多数の死者、負傷者が発生した要因

多数の死者、負傷者が発生した要因は、以下の点が考えられる。

- 建築物の構造が耐火構造でないことから、出火室及びその近傍において、火災が上階に燃え抜けて拡大したこと。
- 階段部分の防火区画（たて穴区画）が設けられてなかったことなどから、火災や煙が階段を経由して上階に拡散し、煙が各客室に流入したこと。
- 消火器及び屋内消火栓設備を用いた消火活動が行われていないこと。
- 第一発見者による通報及び有効な避難誘導が行われていないこと。
- 自動火災報知設備の受信機が2つの系統に分かれており、連動していないことか

ら一斉鳴動したとは考えにくく、避難を遅らせたものと考えられること。

【1階平面図】

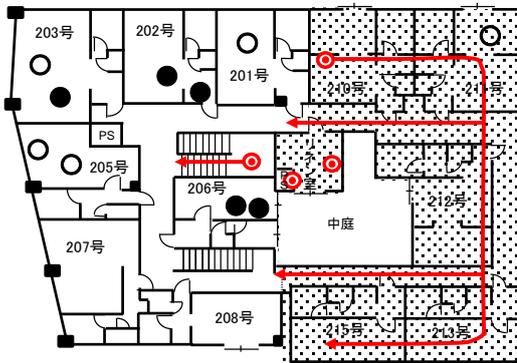


(凡例)

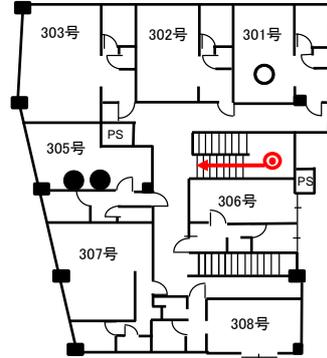
- 死者
- 生存者

- 延焼経路
- ◎ 垂直方向の延焼
- 鉄筋コンクリート造
- ▨ その他の構造

【2階平面図】



【3階平面図】



建物外観写真（建物北東側から撮影）

